

# COVID-19 STIMULUS PACKAGE

ASA & ASSOCIATES LLP



May 14, 2020

## 新型コロナウイルス感染症に関する景気刺激パッケージ

### 中小零細企業 (MSME) へのサポート

- 返済期間が4年間で、元本の返済に12ヶ月の猶予がついた、無担保自動ローンが利用可能に。一定の条件に従っている限り、2020年10月31日まで利用可能です。
- 中小零細企業又はローン債務の不履行により、不良資産 (Non-Performing Assets, NPA) との認定を受けた企業も特定のスキームのもと追加融資を受けることが可能に。
- MSME に認定される企業を増やすために、MSME の定義が変更されました。製造業とサービス業の MSME に関して同じ基準が発表されました。
- 20 億インドルピー以下の政府による公共事業への入札は国内の企業に限定。以前は世界中からの入札への参加が可能でした。
- 政府と中央公共部門企業 (CPSE) は未払金を 45 日以内に支払うことを発表しました。

### 従業員積立基金 (EPF) による救済措置

- PMGKP 政策のもと、一定の登録された企業に対して従業員積立基金 (EPF) を政府が支援するという救済措置の利用可能期間が、2020年8月まで延長となりました。
- 上記対象外の企業においては次の3ヶ月に従業員積立基金の使用者分と従業員分が10%に引下げられます。中央政府と地方の公共部門の請負事業の場合は、従業員分のみが10%まで引下げられます。

### マイクロ金融機関を含めた各種の金融機関のため特別措置

- 発行市場及び流通市場を通じたデットノートへの投資で流動性を提供する特別流動性確保スキームが導入されます。投資適格債券の発行機関であれば対象となり、高格付債券の発行機関である必要はありません。

- 債券の部分的な信用保証(Partial Credit Guarantee Scheme)の適用範囲を現在よりも拡大して流動性を上げることが発表されました。

### 配電会社「DISCOM」の流動性向上措置

- 配電会社の未回収売掛金に対して現金を注入することが発表されました。
- 最終消費者への配電については配電会社に割引が与えられます。
- 借金を無くす用の州の保証に関してローンが導入されます。

### 請負事業者の救済措置

- 中央政府からの請負事業に関して請負人に業務完了まで半年間の猶予が与えられます。
- 官民パートナーシップ(PPP)の請負事業でも完了期限が6ヶ月間延長されます。
- 流動性確保のため、完了済みの作業分に応じて中央機関より、銀行保証が与えられます。

### 不動産セクターに支援

- 不動産規制当局(RERA)においてはCOVID-19は「不可抗力事項」として扱われます。
- 今年3月25日以降完了予定のプロジェクトや登記等に関しては、政府判断により、期限が6ヶ月間延長されます。
- 不動産規制当局(RERA)の法定コンプライアンス遵守期間も延長されます。

### 直接税関連の規制緩和措置

- 給料以外の源泉徴収税(TDS, TCS)は2020年5月14日から2021年3月31日までの間、税率が25%引き下げられます。
- 所得税申告(Income Tax Return)の期限日は全てのケースにおいて今年の11月30日まで延長されました。
- 税務監査の期限日も一ヶ月間で延長されて2020年9月30日から10月31日に変更されました。
- 税務調査の期限日は2020年9月30日のものは12月31日へ、また、2021年3月31日のものは同年9月30日まで変更されました。
- 係争中の税務訴訟について一部金額を納付することで係争を終了させることができる「Vivad se Vishwas」スキームは2020年12月31日まで利用可能日が延長となりました。

